



# 埼玉県報

第497号  
令和6年(2024年)  
3月12日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県警察組織規則等の一部を改正する規則（警務課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 森林法第189条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- ヘリコプターテレビシステムの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

埼玉県警察組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県警察組織規則等の一部を改正する規則

(埼玉県警察組織規則の一部改正)

第1条 埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第5号及び第7号並びに第20条第6号中「薬物銃器対策課」を「組織犯罪対策第一課」に改める。

第26条第2項を次のように改める。

2 組織犯罪対策局に、次の4課を置く。

組織犯罪対策総務課

組織犯罪対策第一課

組織犯罪対策第二課

組織犯罪対策第三課

第29条第5号を削る。

第34条の見出しを「(組織犯罪対策総務課)」に改め、同条中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策総務課」に改める。

第34条の2を次のように改める。

(組織犯罪対策第一課)

第34条の2 組織犯罪対策第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団等に係る犯罪の捜査に関すること。
- (2) 賭博犯罪の捜査に関すること。
- (3) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
- (4) 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 暴力団排除対策室に関すること。

第34条の3を削る。

第35条の見出しを「(組織犯罪対策第二課)」に改め、同条中「国際捜査課」を「組織犯

罪対策第二課」に、同条第2号中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策総務課」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

(組織犯罪対策第三課)

第35条の2 組織犯罪対策第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関すること。
- (2) 特殊詐欺連合捜査室に関すること。

第50条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 植樹祭対策室に関すること。

第60条の2を削り、第60条の3を第60条の2とする。

第60条の4第1項中「捜査第四課」を「組織犯罪対策第一課」に改め、同条を第60条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(特殊詐欺連合捜査室)

第60条の4 組織犯罪対策第三課に、特殊詐欺連合捜査室を附置する。

- 2 特殊詐欺連合捜査室においては、特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪に係る広域捜査に関する事務をつかさどる。

第63条の3を第63条の4とし、第63条の2の次に次の1条を加える。

(植樹祭対策室)

第63条の3 警備課に、植樹祭対策室を附置する。

- 2 植樹祭対策室においては、第75回全国植樹祭の開催に伴う警衛、交通等の対策に係る企画及び実施に関する事務をつかさどる。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2号中「同部組織犯罪対策局捜査第四課、同局薬物銃器対策課及び同局国際捜査課」を「同部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課、同局組織犯罪対策第二課及び同局組織犯罪対策第三課」に改める。

(埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則の一部改正)

第3条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則(平成27年埼玉県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長」を「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課長」に、「刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課」を「刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策第一課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十一号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

秩父市	令和四年度	地籍図十七枚	落ち第一地区（大	令和六年三月
	令和五年度	地籍簿一冊	滝の一部）	六日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った認定	証

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十二号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
狭山市	令和四年度	地籍図三十一枚	令和六年三月
	令和五年度	地籍簿一冊	
		区（中央三丁目の一部）	
		六日	

# 告 示

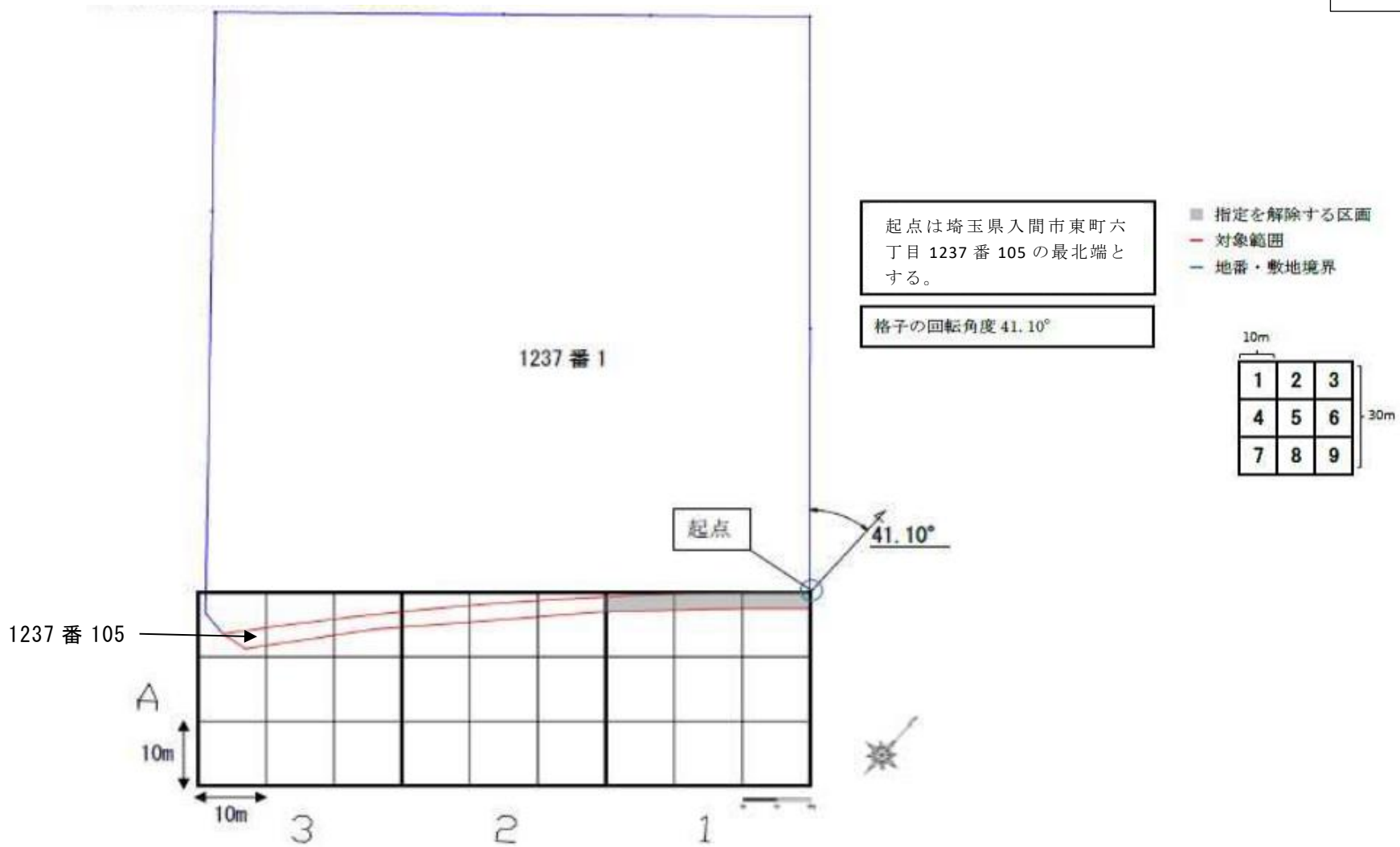
## 埼玉県告示第二百十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年埼玉県告示第二十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県入間市東町六丁目千二百三十七番百五の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去





# 告示

## 埼玉県告示第二百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

安行ショッピングセンター

埼玉県川口市安行藤五百六十一番地二外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八九台

ハ 変更年月日

令和六年十一月二日

ニ 届出年月日

令和六年三月一日

### 二 縦覧期間

令和六年三月十二日から令和六年七月十二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十二日から令和六年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー新座石神店

埼玉県新座市石神一丁目千六百九十五番一外

#### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

スカイエンタープライズ有限公司 代表取締役 鈴木克典

埼玉県新座市石神四丁目十二番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

オーケー株式会社 代表取締役 二宮涼太郎

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十一月一日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二十三平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九七・七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一九・三八立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和六年二月二十九日

二 縦覧期間

令和六年三月十二日から令和六年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十二日から令和六年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コープ坂戸薬師町店

埼玉県坂戸市薬師町二十八番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

生活協同組合コープみらい 代表理事・専務理事 河田喜一

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

生活協同組合コープみらい 代表理事・専務理事 河田喜一

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外計四者

#### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年十月二十九日

#### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四百四十五平方メートル

#### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六・五六立方メートル

#### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 午前零時から翌午前零時まで

ト 届出年月日

令和六年二月二十八日

二 縦覧期間

令和六年三月十二日から令和六年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年三月十二日から令和六年七月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を神川町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

阿部亀吉、阿部久蔵、阿部四方太郎、阿部義一、阿部吉次郎、新井栄一、新井カク、新井一義、新井喜作、新井源一郎、新井繁治、新井宣太、新井由三郎、飯塚正恵、梅原トシ、岡部茂次郎、金澤金作、金澤敏之、金澤宏光、金沢兵蔵、金澤政次郎、川鍋孝雄、黒沢廣志、小林カメ、阪居嘉一、多田定重、戸塚周子、西井禎重郎、西井静璋、西井正明、貫井木材工業株式会社、沼真一、沼豊次郎、野口仙太郎、保証責任矢納村信用販売購買利用組合、水島タキ子

#### 二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和六年二月十三日付埼玉県告示第百三十七号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十八号

令和五年埼玉県告示第八百三十八号で公示した公共測量は、令和六年一月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一九―二三―四号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市泉水三丁目百四十番二外十八筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九千八百九十八・六七立方メートル



# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 二 都市計画を変更する土地の区域

熊谷都市計画区域の区域

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷市都市整備部都市計画課、熊谷市産業振興部東部地域開発推進室、熊谷市情報公開コーナー

### 四 縦覧期間

令和六年三月十二日から令和六年三月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

埼玉県熊谷市佐谷田字飯塚及び字山神の各一部、太井字地田の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷市都市整備部

都市計画課、熊谷市産業振興部東部地域開発推進室、熊谷市情報公開コーナー

四 縦覧期間

令和六年三月十二日から令和六年三月二十六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十二号

八潮市から草加都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

号 十六 事第 県知 埼玉	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
		日本建築 検査協会 株式会社	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部 東京都中央 区日本橋三 丁目十二番 二号	構造判定部 東京都中央 区日本橋二 丁目十二番 六号	令和六年三 月十八日

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年三月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステムの賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年1月22日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 東京都品川区大崎1丁目6番3号

5 落札金額

201,071,640円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年12月22日

## 告 示

### 埼玉県選管告示第五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年三月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和六年三月十三日 午後二時

二 場所 さいたま共済会館五〇三会議室

三 議題

ア 桶川市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

イ その他